

AEON Pay 決済サービス利用規約

施行 2025年7月7日

(適用範囲)

第1条 この利用規約（以下「本規約」という）は、AEON Pay 決済サービスに係る PG マルチペイメントサービスに関して適用される。本規約に定めのない事項（用語の定義を含む）については「PG マルチペイメントサービス利用規約」（以下「利用規約」という）第1章の定めによる。本規約の定めと利用規約第1章の定めが矛盾抵触する場合には、本規約の定めによる。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は以下の各号のとおりとする。

- | | |
|---------------------|--|
| (1) AEON Pay 決済 | 買主と甲との間の通信販売において、イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「丙」という）が提供する「AEON Pay」を利用した決済手段であって、買主が、対価の全部または一部の支払いに AEON Pay を利用し、丙が AEON Pay 加盟店規約等に基づき、甲に対して利用された商品の代金等相当額を支払うこと |
| (2) AEON Pay 決済サービス | PG が提供する AEON Pay 決済による商品の代金等の決済の支援を目的としたデータ処理等を実施するサービスであって、本規約が定めるもの |
| (3) AEON Pay 加盟店契約 | AEON Pay 決済を利用するために甲が丙との間で締結する契約であって、丙所定の AEON Pay 加盟店規約及びそれに関連する取扱要領等を内容とするもの |

(AEON Pay 決済サービスに関する本サービスの内容)

第3条 AEON Pay 決済サービスの内容は、利用規約第1章第1節に定めるとおりとする。

(AEON Pay 決済サービスに関する本サービスの利用)

第4条 甲が AEON Pay 決済サービスに関する本サービスの利用を希望する旨を記載した本申込書等を PG に提出した後、AEON Pay 決済サービスを利用可能な加盟店として甲が登録された旨の通知及び AEON Pay 決済サービスの提供開始日の通知の双方を PG から受けた場合、本規約は本利用契約の内容に含まれ、AEON Pay 決済サービスが本サービスに追加される。甲は、通知を受けた当該提供開始日以降、AEON Pay 決済サービスを利用することができる。但し、甲が提供開始日の通知を受けた日が当該提供開始日である場合には、当該通知を受けた時以降利用することができる。

(AEON Pay 決済サービスの利用の対価)

第5条 甲は、AEON Pay 決済サービスの利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等及びこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第6条の規定を準用する。

(甲の遵守事項等に関する特則)

第6条 甲は、AEON Pay 決済サービスのうち、カード決済を可能とするサービスを利用するにあたり、国際ブランドの規則等に準拠した取扱いを行わなければならないものとし、甲が国際ブランドの規則等に準拠した取扱いを行うために要する費用は、甲の負担とする。

2. 甲は、国際ブランドの規則等に変更（制定、廃止等を含む）があった場合は、変更後の内容が甲に適用されること、及び当該変更起因して甲に生じる費用、損害、第三者に対する責任は、甲が負担するものとすることに同意する。
3. 国際ブランドが、甲の義務違反に起因して、本決済事業者又はPGに違約金、反則金等（名称の如何は問わないものとする）を課すことを決定し本決済事業者又はPGがこれを負担した又は負担しなければならない場合、甲は、PGの請求に応じて違約金、反則金等の額と同額の金員をPGに支払わなければならない。
4. 甲は、利用規約の定めその他、AEON Pay 決済サービスの利用にあたり、以下に定める内容の取引を行ってはならない。
 - (1) 公序良俗違反の取引
 - (2) 特定商取引に関する法律に違反する取引
 - (3) 消費者契約法の規定に基づき取消しが可能である取引
 - (4) PGが買主の利益の保護に欠けると判断する取引
 - (5) AEON Pay利用規約等買主が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引、買主の不正に加担する取引
 - (6) 特定商取引に関する法律に定められる特定継続的役務提供、連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引、電話勧誘販売取引、訪問販売取引
 - (7) その他PGが不相当と判断する取引
 - (8) 寄付、募金（AEON Payチャージ払いサービス（AEON Pay決済サービスのうち、本決済事業者所定の手続きに従い買主がチャージするAEON Pay残高を使用し、当該AEON Pay残高の範囲内で対価を支払うことができるサービスをいう。）の場合）
5. 甲がAEON Pay決済サービスを利用することができる商品は、利用規約に基づきあらかじめPGに届けその承認を得たもののみとし、変更する場合も同様とする。なお、PGの承認の有無にかかわらず、以下に該当するまたは該当するおそれがある商品については、通信販売を行うことができない。
 - (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬および向精神薬取締法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）その他の関連法令の定め違反するもの
 - (3) 第三者の著作権、肖像権、知的財産権等を侵害するもの

- (4) タバコ（加熱式を含む、たばこキッド式は除く）、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券その他の有価証券
 - (5) 国際ブランドの規則等により取扱いが禁止されるもの（カード決済の場合）
 - (6) 生体（犬、猫、観賞魚等）
 - (7) その他PGが不適当と判断する商品
6. 前項に基づくPGの承認は、商品が前項各号のいずれにも該当しないことを保証するものではなく、PGによる承認後に、当該商品が前項各号のいずれかに該当することもしくはそのおそれがあることが判明した場合、または、法令、国際ブランドの規則等の変更等により、前項各号のいずれかに該当することもしくはそのおそれがあることが判明した場合には、PGは、甲及び買主に対する何らの責任を負うことなく、当該承認を撤回することができるものとする。
7. 甲は、旅行商品、酒類等、販売にあたり許認可を得るべき商品を取り扱う場合には、許認可を得ていることを表明し保証するものとし、PGが許認可を得ていることを証明する関連書類の提出を求めた場合には、直ちにこれに応じるものとする。また、甲は、これら商品を取り扱うための許認可を喪失した場合は、直ちにその旨をPGに通知し、当該許認可に係る商品の取扱いを中止するものとする。
8. 甲は、インターネットを介したダウンロード等の方法によりソフトウェア及びデジタルファイルの形式での情報等を商品として取り扱う場合は、不正使用防止策を講じたうえで、あらかじめPGに申し出、PGの承諾した運用方法により取り扱うものとする。
9. 甲は、PGが商品について報告を求めた場合には、これに応じるものとし、PGが商品が本規約又は利用規約において取扱いを禁止している商品のいずれかに該当すると判断した場合には、直ちに当該商品の通信販売を中止するものとする。

(利用限度額)

- 第7条 PGは、通信販売に関する以下の各利用限度額を定めることができるものとし、甲はこれに従わなければならない。
- (1) 通信販売による取引1回あたりの決済上限金額
 - (2) 甲における1日あたりの通信販売の累計決済上限金額
 - (3) 買主における1日あたりのAEON Pay決済サービスの累計利用限度額
 - (4) その他PGが任意に設定する決済上限金額
2. PGは、甲に通知することにより前項の利用限度額を変更することができるものとする。
3. 甲は、利用限度額を超えて本決済対象取引を行おうとする場合は、その都度事前にPGの承認を得なければならない。

(支払方法)

- 第8条 買主が登録したカード等の種類に関わらず、AEON Pay決済サービスにおいて買主が利用できる支払方法は、1回払いに限られるものとする。

(苦情等の処理)

- 第9条 甲は、買主から申出のあった苦情等の処理に対し、誠実な対応をもって適切かつ迅速な処理に努める。
2. 甲は、認定割賦販売協会の消費者相談室、消費者センターその他の機関を介して苦情等の申出があった場合においても誠実な対応をもって適切かつ迅速な処理に努める。

(セキュリティ確保および個人情報等保護)

- 第10条 甲は、いかなる場合においても、本規約又はPG若しくは本決済事業者の指示によりその保管または保持を禁じられている情報を保管または保持してはならない。
2. 甲は、利用規約の履行上知り得た買主の個人に関する情報を含む通信販売に関する一切の情報（以下「個人情報等」といふ記録・保存媒体を問わない）及び本サービスに関する一切のシステムについて、滅失・毀損・漏洩等、第三者による改ざん、閲覧等、コンピュータ・ウィルスの感染、不正アクセス等がなされないように、必要な措置を講じた上で厳重に管理しなければならない。また、PGが必要な措置について具体的に指示をした場合には、これに従うものとする。

(AEON Pay 加盟店契約)

- 第11条 AEON Pay 加盟店契約は、甲の申込内容に応じて丙との間で適用される丙所定の規約及びこれらに付帯する書面（ガイドライン（AEON Pay 決済の利用に関し丙が別途指定するサービスガイドライン、仕様書等のマニュアル類の総称を指す）、申込書等を含むが、これらに限らない。）で構成される。これらの規約の記載は以下の URL 又は URL が有効でない場合は、丙所定の URL より確認するものとする。
- [\[https://www.aeon.co.jp/business/terms/\]](https://www.aeon.co.jp/business/terms/)

(PGの免責当に関する特則)

- 第12条 PG及び本決済事業者は、甲が利用する時点においてPG又は本決済事業者が現状有姿でAEON Pay決済又はAEON Pay決済サービスを提供するものであり、予定している目的、要求及び利用態様への適合性、有用性、有益性、セキュリティ、権原があること、並びに非侵害性、エラー、バグ、論理的誤り、中断及び不具合等がないことを保証するものではない。
2. PG及び本決済事業者は、AEON Pay決済又はAEON Pay決済サービスにかかるシステムについて、エラー、バグ、論理的誤り、中断又は不具合その他の瑕疵を修補する義務を負わない。
3. PG及び本決済事業者は、PG若しくは本決済事業者が提供する商品の金額その他注文に関する情報、又は、PG若しくは本決済事業者により送金された額、件数、送金の履歴その他送金に関連する情報の正確性を保証するものではない。

《AEON Pay 決済サービスにおいて代表加盟サービスを利用する場合における特則》

(適用範囲)

第 13 条 本特則の規定は、利用規約第 1 章第 2 節の規定に付加し、PG が甲の代理人として AEON Pay 加盟店契約の締結申込みを行うこと並びにかかる方法によって締結された AEON Pay 加盟店契約に基づく AEON Pay 決済サービスに係る甲の通信販売に関してのみ適用される。本特則に定めのない事項については、本規約の定めによるものとし、本特則の定めと本規約の定めとが矛盾抵触する場合には本特則の定めによる。

(代表加盟サービスの内容等)

第 14 条 AEON Pay 決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの内容は、利用規約第 1 章第 2 節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用)

第 15 条 AEON Pay 決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービスの利用は、利用規約第 1 章第 2 節に定めるとおりとする。

(代表加盟サービスの利用の対価)

第 16 条 甲は、AEON Pay 決済サービスにおける代表加盟サービスに関する本サービス利用の対価として本申込書等記載の初期導入費用等並びにこれらに対する消費税等相当額を PG に支払う。その支払方法に関しては、利用規約第 6 条の規定を準用する。

以上